

議第 79 号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例に
ついて

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）の施行に伴い、関係条例の一部を改正するもの。

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(下呂市監査委員条例の一部改正)

第1条 下呂市監査委員条例（平成16年下呂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(請求又は要求による監査) 第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項、第235条の2第2項、第242条第1項又は第243条の2の9第3項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。	(請求又は要求による監査) 第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項、第235条の2第2項、第242条第1項又は第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。

(下呂市下呂温泉合掌村条例の一部改正)

第2条 下呂市下呂温泉合掌村条例（平成16年下呂市条例第109号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により合掌村の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により合掌村の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年下呂市条例第176号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により水道事業等の業務に従事する	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により水道事業等の業務に従事する

改 正 後	改 正 前
職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

（下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部改正）

第4条 下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例（平成16年下呂市条例第179号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例要綱

1. 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 地方自治法第243条の2の7に「地方税共同機構による特定歳入等の収納」の規定が追加されたことにより以降が条ズレしたことに伴い、下表に掲げる引用部分を改めます。

条例名	条	改正後	改正前
下呂市監査委員条例	第4条	第243条の2の9第3項	第243条の2の8第3項
下呂市下呂温泉合掌村条例	第5条	第243条の2の9第8項	第243条の2の8第8項
下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	第5条	第243条の2の9第8項	第243条の2の8第8項
下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例	第4条	第243条の2の9第8項	第243条の2の8第8項

（第1条、第2条、第3条、第4条関係）

（2） この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）